

簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変世帯】

○「岡山市物価高騰重点支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」と一緒に提出ください。

①【確認・誓約事項】以下の内容を確認の上、チェック☑してください。(チェックがない場合は給付を受けられません)

私の世帯は、予期しない離職等により家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

以下に申請する収入以外に収入はありません。

内容を確認の上、チェックしてください

「予期しない離職等により家計が急変」したことは、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した方について記入してください。

※世帯員が6人以上の場合は、新しい申立書(同じ様式)へ追加記入し、この申立書に添付してください。

「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した方全員を記入		左記「住民税課税状況」が「 <input checked="" type="checkbox"/> 課税」で「任意の1か月で申し立てる場合」の方のみ記入 (「年間所得により申し立てる場合」の方は裏面に記入)								
氏名	(フリガナ)	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和5年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入の減少のあった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 ⑥ $D \times 12$ か月	非課税相当収入限度額 ⑦
						給与収入 [A]	事業収入又は不動産収入 [B]	年金等収入(非課税除く) [C]		
1	モモタロウ ●● 桃太郎	3	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	該当する場合のみ☑ <input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和6年1月	180,000円	0円	0円	2,160,000円	2,560,000円
2	ハナコ ●● 花子	0	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	円	円	円	円	円
3	ジロウ ●● 次郎	0	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	円	円	円	円	円
4	サブロウ ●● 三郎	0	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和6年1月	0円	100,000円	0円	1,200,000円	1,000,000円
5			<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 [D] (=A+B+C) 円			円	円

- (記入上の注意)
- 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
 - 「令和5年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
 - 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
 - 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年10月から令和6年3月までの任意の1か月の年月を記入してください。
 - 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年10月から令和6年3月までの任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	・給与収入がある場合にご記入ください。 ・家計急変前の給与明細書(課税相当)、離職票や退職証明書、雇用保険受給資格証など離職等が分かる書類をご提出ください。 ・就労先が2ヶ所以上の場合、すべての収入についての書類が必要です。
事業収入又は不動産収入	・事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ・帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	・公的年金収入(遺族年金などの非課税を除く)がある場合にご記入ください。 ・年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。下表の「扶養している親族の状況」は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者を含む)」の合計人数です。

(早見表) (給与所得者)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円以下	配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	256.0万円未満
配偶者又は扶養親族(1名)を扶養している場合	156.0万円以下	配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	306.0万円未満
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	206.0万円未満	配偶者・扶養親族(計5名)を扶養している場合	356.0万円未満
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.4万円未満	←これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用	

～ 年間所得により申し立てる場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

③ 表面「令和5年度住民税課税状況」が「課税」で「年間所得により申し立てる場合」の方のみ記入してください。

表面に記入した番号・氏名と同じ番号のところに氏名を記入してください。

↓ ↓ ↓ ↓	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が 扶養する者 の数	障害者控除 等の適用	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
				年間収入見込額	給与所得 控除額	事業収入 等の経費	公的年金 等控除	年間所得 見込額	非課税所得 限度額
		①	③	⑥	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1			<input type="checkbox"/> 障害者控除						
2		人	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除						
3		人	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除						
4	サブロー ●● 三郎	0 人	該当する場合のみ <input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	1,200,000 円	0 円	800,000 円	0 円	400,000 円	450,000 円
5		人	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親控除						

表面で任意の1か月で申し立てているため、記入不要

下記⑨を参考に記入

⑪ ≤ ⑫ となる必要あり

表面の年間収入見込額を記入

下記⑪を参考に記入
⑪ = ⑥ - (⑧ + ⑨ + ⑩)

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」の欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」の欄には、以下の算定式により所得額を計算の上、ご記入ください。

- ① A×12の額(給与収入分)が162.5万円以下 → 55万円
- ② A×12の額(給与収入分)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円
- ③ A×12の額(給与収入分)が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円
- ④ A×12の額(給与収入分)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。非課税の年金(遺族年金など)は記入不要です。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額	扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
单身又は扶養親族がいない場合	45.0万円以下	配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	171.0万円以下
配偶者又は扶養親族(1名)を扶養している場合	101.0万円以下	配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	206.0万円以下
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	136.0万円以下	配偶者・扶養親族(計5名)を扶養している場合	241.0万円以下
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円以下		

←これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用